

・附属書第3（第14条関係）

航空機の発動機の排出物の基準

第1章 航空機の発動機の排出燃料の基準

タービン発動機を装備した1982年2月18日後に製造された航空機は、通常の飛行又は地上運転後の発動機の停止の際、液体燃料を燃料ノズル・マニフォールドから大気中に排出してはならない。

第2章 航空機の発動機の排出ガスの基準

2-1 ターボジェット又はターボファン発動機を装備した亜音速航空機の発動機の排出ガスの基準は、排出ガスの種類に応じ次に定めるとおりとする。ただし、当該発動機と同一の系列に属する発動機のうち最初の第14条第1項の規定による型式の承認又は国際民間航空条約の締約国たる外国による型式の承認その他の行為が1965年1月1日前になされたものであつて、国土交通大臣が2-1-1又は2-1-2-1若しくは2-1-2-2の基準に適合させるための改造が困難であると認めたものを除く。

2-1-1 煤煙

	煤煙数値（単位 無次元）
1983年1月1日以後に製造された発動機	83.6 (F ₀₀) ^{-0.274} 又は 50 のいずれか低い数値以下であること。
備考	
1 煤煙数値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定し計算されたものとする。	
2 F ₀₀ は、国際民間航空条約の附属書16に定義される当該発動機の定格出力（単位 kN）とする。	

2-1-2 炭化水素、一酸化炭素及び窒素酸化物

2-1-2-1 炭化水素及び一酸化炭素

	炭化水素数値 （単位 g/kN）	一酸化炭素数値 （単位 g/kN）
定格出力が26.7kNを超える発動機であつて1986年1月1日以後に製造されたもの	19.6以下であること。	118以下であること。

備考

炭化水素及び一酸化炭素の数値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定し計算されたものとする。

2 - 1 - 2 - 2 窒素酸化物

		窒素酸化物数値 (単位 g/kN)
定格出力が 26.7kN を超える発動機であつて、当該型式の最初の発動機が 1996 年 1 月 1 日前に製造され、かつ、当該発動機が 1986 年 1 月 1 日以後 2000 年 1 月 1 日前に製造されたもの		$40 + 2 \times 10^{-3}$ 以下であること。
定格出力が 26.7kN を超える発動機であつて、当該型式の最初の発動機が 1996 年 1 月 1 日以後 2004 年 1 月 1 日前に製造されたもの又は当該型式の最初の発動機が 1996 年 1 月 1 日前に製造され、かつ、当該発動機が 2000 年 1 月 1 日以後に製造されたもの		$32 + 1.6 \times 10^{-3}$ 以下であること。
定格出力が 26.7kN を超え 89.0kN 以下の発動機であつて、当該型式の最初の発動機が 2004 年 1 月 1 日以後に製造されたもの	圧縮比が 30 以下のもの	$37.572 + 1.6 \times 10^{-3} - 0.2087 \times F_{00}$ 以下であること。
	圧縮比が 30 を超え 62.5 未満のもの	$42.71 + 1.4286 \times 10^{-3} - 0.4013 \times F_{00} + 0.00642 \times 10^{-3} \times F_{00}$ 以下であること。
	圧縮比が 62.5 以上のもの	$32 + 1.6 \times 10^{-3}$ 以下であること。
定格出力が 89.0kN を超える発動機であつて、当該型式の最初の発動機が 2004 年 1 月 1 日以後に製造されたもの	圧縮比が 30 以下のもの	$19 + 1.6 \times 10^{-3}$ 以下であること。
	圧縮比が 30 を超え 62.5 未満のもの	$7 + 2.0 \times 10^{-3}$ 以下であること。
	圧縮比が 62.5 以上のもの	$32 + 1.6 \times 10^{-3}$ 以下であること。

備考
1 窒素酸化物の数値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定し計算されたものとする。
2 F_{00} は、国際民間航空条約の附属書 16 に定義される当該発動機の定格出力(単位 kN)とする。
3 π_{00} は、国際民間航空条約の附属書 16 に定義される当該発動機の圧縮比とする。

2 - 2 次の表に掲げるターボジェット又はターボファン発動機を装備した超音速航空機の発動機の排出ガスの基準は、排出ガスの種類に応じ次に定めるとおりとする。

2 - 2 - 1 煤煙

	煤煙数値 (単位 無次元)
1982 年 2 月 18 日以後に製造された発動機	$83.6 (F_{00}^*)^{-0.274}$ 又は 50 のいずれか低い数値以下であること。
備考	
1 煤煙数値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定し計算されたものとする。	
2 F_{00}^* は、国際民間航空条約の附属書 16 に定義される当該発動機の再燃焼装置使用時の定格出力 (単位 kN) とする。	

2 - 2 - 2 炭化水素、一酸化炭素及び窒素酸化物

	炭化水素数値 (単位 g/kN)	一酸化炭素数値 (単位 g/kN)	窒素酸化物数値 (単位 g/kN)
1982 年 2 月 18 日以後に製造された発動機	$140 \times (\pi_{00})^{-0.03}$ 以下であること。	$4550 \times (\pi_{00})^{-1.03}$ 以下であること。	$36 + 2.42 \times \pi_{00}$ 以下であること。
備考			
1 炭化水素、一酸化炭素及び窒素酸化物の数値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定し計算されたものとする。			
2 π_{00} は、国際民間航空条約の附属書 16 に定義される当該発動機の圧縮比とする。			